

## 当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□ 歯科外来診療医療安全対策1

【患者の皆さまへ 当院における医療安全対策の取り組み】

・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さまに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。

・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。

・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。

・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。

・患者さまの搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

緊急時連絡先：一般財団法人芙蓉協会 聖隷沼津病院 電話番号 055-952-1000

・当院は歯科外来医療安全対策加算1の施設基準を満たし、届出を行っています。

中央歯科医院 医療安全管理者 佐藤 伸

□ 歯科外来診療感染対策1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

□ 口腔管理体制強化加算

当院は厚生労働省が定めた「口腔管理体制強化加算」の施設基準をクリアした歯科医院です。歯科疾患または咀嚼・摂食嚥下機能障害に関する、総合的かつ継続的な管理が可能です。お口のトラブルを未然に防ぎ、お口の健康維持をサポートします。

【主な施設基準】

・「歯科医師・歯科衛生士」が規定の人数以上在籍

・修復物の維持管理や定期的な口腔ケアといった「口腔管理」や「訪問診療」の実施

・口腔外バキュームや滅菌器など「感染症や医療安全対策のための設備」の完備

・AED・酸素ボンベ・血圧計など「緊急時のための体制」の充実

このほかさまざまな基準をクリアした医院のみ、診療報酬が加算されます。

□ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

□ 有床義歯咀嚼機能検査・咀嚼能力検査・咬合圧検査

義歯（入れ歯）装着時の下顎運動、咀嚼能力または咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能力測定用のグルコース分析装置または歯科用咬合力計を備えています。

□ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ CAD/CAM 冠及びCAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

□ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）（歯外在ベI）

当院ではベースアップ評価料を届出し算定しています。患者さまの診療費に下記項目が加算されますので、ご理解とご協力をお願いします。

・1.初診時

・2.再診時

・3.訪問診療時

イ 同一建物居住者等以外の場合

ロ イ以外の場合

※本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。

□ 医療DX推進のための体制整備（医療DX）

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さまに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

中央歯科医院 管理者(院長)：佐藤 伸